

平成29年度ワークセミナーのご案内

「無期転換ルール」とは？

平成25年4月施行の改正労働契約法により、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約について、同一の使用者ととの間で有期労働契約が反復更新されて5年を超えた場合、労働者が申込みを行えば期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される「無期転換ルール」が規定されています。このルールに基づく無期転換が本格的に行われると見込まれる平成30年4月が近づいてきましたので、無期転換ルールの概要、事業主・労働者が気をつけるべきこと、定年後の高齢者の特例などについて解説します。是非、ご参加下さい。

日 時 平成29年8月31日(木)13:30～16:00

会 場 石川県庁行政庁舎11階1102会議室
金沢市鞍月1丁目1番地(裏面「会場案内図」参照)

内 容



◆講 演 (13:40～14:40)

「『無期転換ルール』をご存知ですか？

～有期契約労働者の無期転換への対応と留意点について～

石川労働局雇用環境・均等室 坂本 千秋 氏

◆制度説明 (14:50～15:20)

「中小企業退職金共済制度について」

中小企業退職金共済事業本部 石川地域普及推進員

◆制度説明 (15:20～15:30)

「男女共同参画推進宣言企業について」 石川県男女共同参画課

◆制度説明 (15:30～15:40)

「事業者向け消費者教育支援事業について」

石川県消費生活支援センター

対 象 企業の人事・労務担当者、労働者、一般希望者

定 員 100名 (※定員に達し次第締め切らせていただきます)

【主催】 石川県、石川県中小企業労務改善集団協議会

受講無料

受講申込・お問い合わせ先

受講申込書にご記入のうえ、FAX又は郵送で下記までお申し込み
いただくか、必要事項を記入したE-mailでお申し込みください。

石川県商工労働部労働企画課

〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

----- 切りとり線 -----

ワークセミナー[8/31(木)]受講申込書

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 勤務先・所属 | (フリガナ) | | |
| 勤務先住所 | (〒 -) | | |
| (役職) | | | |
| 参加者氏名 | | | |
| 電話番号 | () - | FAX 番号 | () - |

会場案内図

石川県庁行政庁舎 11階 1102会議室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL(076)225-1531 (労働企画課 直通)



※上図の★は車いす対応駐車場です

【県庁へのアクセス map】



- ・バス：北鉄バス「県庁前」下車 (JR 金沢駅 金沢港口 (西口) より約 10 分)
- ・タクシー：JR 金沢駅 金沢港口 (西口) より約 8 分

※このセミナーの受講により石川県民大学校(教養講座)の単位を修得できます。